

茨木市立コミュニティセンターのご利用にあたって

茨木市立コミュニティセンターは、地域住民の皆さまの施設であり、かつ、地域活動の拠点施設でもあります。そのため、地域行事や活動に配慮しつつ、できる限り多くの皆さまにご利用いただきたく、ご利用される際、また、茨木市施設予約システムから抽選申込や空きコマ予約などを行うにあたっては、次の内容を必ずご確認くださいとともに、その運用にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

1 利用できる方

- ①本市に住所を有する方又は所在する団体
- ②指定管理者が適当と認めるもの

※あらかじめ予約システムの利用登録をしてください。(「利用登録のご案内」を参照)

次のいずれかに該当する場合はご利用いただけません。

- ①公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- ②建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になるとき
- ④指定管理者が不適当と認めるとき

2 利用できる時間・区分

- ①利用時間 午前9時から午後10時まで

※窓口での受付は、正午まで

※利用当日は、午前中に施設窓口へお越しいただき、部屋の鍵を受け取ってください。(スマートロック導入施設を除く)

- ②利用区分 午前(午前9時から午後1時まで)
- 午後(午後1時から午後5時まで)
- 夜間(午後5時から午後10時まで)

※準備や後片付けも利用区分の時間内をお願いします。

※午後や夜間の利用がない場合は、午後1時又は午後5時から閉館します。

3 休館日

- ①12月28日から翌年1月4日まで

- ②その他、臨時休館あり(GW、お盆等)。

※詳しくはご利用の施設に確認をしてください。

※公職選挙法に基づく投票日(投票所に指定されている施設)

※茨木市に特別警報(大雨・暴風)又は暴風警報が発表されている場合

※茨木市で震度5弱以上の地震を観測した場合

※災害時における避難所開設時

4 利用申込(利用許可の申請)

(1)抽選

ご利用月の7か月前の20日から月末までに、利用を希望するコミュニティセンターの窓口、又は、予約システムから申請
 ※翌月1日(1月は4日)に抽選を行い、結果を通知します。ただし、月の当選回数は、1施設につき5コマを上限としています。

※抽選に当選し、指定管理者が適当と認めたものは、抽選の翌日(2日)から10日までの間に利用許可申請又は利用の取下げの申出を行ってください。この期間内に利用許可申請を行わなかった場合は、利用の取下げの申出を行ったものとみなしますので、十分に注意してください。

(2)空きコマ予約(先着順)

月の利用回数は、1施設につき5コマを上限としています。ただし、利用日の属する月の前月で、空きコマがある場合は利用を希望するコミュニティセンターの窓口での申請に限り6コマ目以降の利用が可能です。

- ①予約システムでの申込

ご利用月の6か月前の2日から利用日の3日前までに予約システムから申請

※利用日の2日前以降の予約は利用を希望するコミュニティセンターの窓口でのみ受付

- ②窓口での申込

ご利用月の6か月前の2日から当日の利用日までに利用を希望するコミュニティセンターの窓口で申請

5 利用料金の支払い方法

- ①前納(窓口での現金支払い)

- ②後納(口座振替での支払い)

※①については、申込日から7日以内(休館日を含まず)に利用するコミュニティセンターの窓口でお支払いください。

※②については、利用又は取消した日の翌月20日にご指定の口座から利用料金を引落しいたしますので、必ずご指定の口座残高を確認しておいてください。詳しくは「口座振替のご案内」を参照してください。

6 ご利用上の注意事項

(1)利用料金

区分	午前	午後	夜間
	午前9時 ～午後1時	午後1時 ～午後5時	午後5時 ～午後10時
会議室	450円	450円	500円
和室	450円	450円	550円
多目的室	1,300円	1,300円	1,650円
実習室	700円	700円	750円

※冷暖房の利用料金は、コイン式にてその都度各自でお支払いください。

(1時間100円)

(2)利用料金の減免(冷暖房利用料金を除く)

- ①利用者の責めによらない理由で利用できないとき 免除
- ②利用者が利用日の150日前までに利用を取消したとき 免除
- ③利用者が利用日の7日前までに利用を取消したとき 5割

(3)利用の取消・変更

利用の取消は、利用当日まで可能です。

利用の変更は、利用日の3日前までに1回限り可能です。

※利用の取消や変更を希望される場合は、速やかに利用許可申請をしたコミュニティセンターの窓口で手続きしてください。利用日の3日前を過ぎると変更できません。(3日前を過ぎて利用しない場合も必ず連絡をしてください)

※利用の変更を許可した場合で、既に納付された利用料金が減額となる場合は、その差額を還付します。利用料金が増額となる場合は、その差額を徴収します。(還付については還付事由の発生後10日以内に申請が必要)

※利用者の責めによらない理由で利用を変更又は取消した場合で、利用料金が増額となる場合は、その差額を免除、利用料金が減額となる場合はその差額を還付、取消の場合は全額を還付します。(それぞれ申請が必要)

(4)その他守っていただきたいこと

- ①法令等を遵守すること(条例・規則等を含む)
- ②許可なく物品の販売等をしないこと
- ③参集人数が定員を超えないこと
- ④持ち込み物がある場合は指定管理者の許可を得ること
- ⑤所定の場所以外で火気の使用及び喫煙をしないこと
- ⑥介助犬等を除き動物を持ち込まないこと
- ⑦感染症の拡大予防に協力すること
- ⑧ゴミの持ち帰り、清掃等、利用のきまりに協力すること
- ⑨他人に迷惑をかける行為(騒音、放歌、暴力等)をしないこと
- ⑩施設管理者の指示等に協力すること
- ⑪楽器・音楽関係の利用は、あらかじめ施設窓口で相談をすること
- ⑫駐車場を利用する際は、あらかじめ施設窓口へ問合せをすること
- ⑬貸出備品の利用は、あらかじめ施設窓口へ問合せをすること
- ⑭中学生以下の利用する際は、保護者(指導者)が同伴又は責任を持ち、登録、申請、支払いに関しても保護者(指導者)が行うこと

その他、ご不明な点は、あらかじめ各施設の窓口にお問い合わせください。

7 問い合わせ先

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
葦原コミュニティセンター	〒567-0855	新和町 21-27	072-637-3256
中津コミュニティセンター	〒567-0841	桑田町 13-29	072-635-6833
庄栄コミュニティセンター	〒567-0806	庄二丁目 26-12	072-620-0246
水尾コミュニティセンター	〒567-0891	水尾二丁目 9-15	072-633-0084
郡コミュニティセンター	〒567-0072	郡五丁目 12-11	072-641-1605
西河原コミュニティセンター	〒567-0003	西河原北町 7-21	072-627-7610
穂積コミュニティセンター	〒567-0041	下穂積一丁目 7-5	072-626-3280
畑田コミュニティセンター	〒567-0028	畑田町 3-6	072-624-9050
東コミュニティセンター	〒567-0833	学園町 4-18	072-633-7713
豊川コミュニティセンター	〒567-0054	藤の里二丁目 16-8	072-641-8910
彩都西コミュニティセンター	〒567-0085	彩都あさぎ一丁目 3-4	072-646-5705
三島コミュニティセンター	〒567-0023	西河原二丁目 7-12	072-625-6474
大池コミュニティセンター	〒567-0828	舟木町 11-35	072-633-8071
春日コミュニティセンター	〒567-0036	上穂積二丁目 13-30	072-626-6541
東奈良コミュニティセンター	〒567-0861	東奈良三丁目 8-5	072-637-4534
沢池コミュニティセンター	〒567-0046	南春日丘五丁目 1-21	072-625-1545
山手台コミュニティセンター	〒567-0009	山手台三丁目 32-2	072-649-1177
玉櫛コミュニティセンター	〒567-0863	沢良宜東町 5-39	072-633-0105